

2/4

今後15年間
7%

要支援サービス自治体二の足

厚労省調査

要介護度が軽い「要支援1、2」の高齢者向けサービスの一部を4月以降、一律の介護保険給付から切り離して段階的に市町村の事業へ移す制度改正で、最初の2015年度中に移行を予定しているのは全国で7・2%に当たる114自治体となる見通しひがる」とが3日、厚生労働省の調査で分かった。

3分の2は最終年度

県内2市、16年度上

The diagram illustrates the transition of support services from local governments to other providers. It features two main sections: '要支援' (approx. 1.7 million) and '要介護' (approx. 4.43 million). The '要支援' section shows a downward arrow pointing to 'サービスの一部を市町村事業に移行' (part of services transferred to local government), which further branches into '通所介護 約50万人' and '訪問介護 約45万人'. The '要介護' section shows a downward arrow pointing to 'サービス提供' (service provision), which is supported by three boxes: '介護事業者', 'NPO', and 'ボランティア'.

要支援	約170万人
要支援	約170万人
1 2	約443万人
要介護	
1 2 3 4 5	約443万人
現行のまま	

サービスの一部を市町村事業に移行

通所介護 約50万人 訪問介護 約45万人

サービス提供

介護事業者 NPO ボランティア

は最終期限の17年度に先送りする方針。地域の事情に合った多様なサービスを提供し、費用の抑制も図るとして昨年6月に関連法の改正が成立、移行が決まっていた。

厚労省が1月、都道府県を通じて全国1579自治体（一部は広域連合）の状況を調べた。方針を固めきったいないケースもあり、数字は変動する可能性がある。

を招き 地墳間格差が生じ
恐れもある。

15年度に施行予定の自治体数を都道府県別にみると、大分が最も多い10で、東京の9、埼玉、神奈川両県の8と続く。北陸や近畿、中国、四国は低調で、13府県ではゼロ。1-14のうち78の自治体は年度当初の4月に実施するとしている。続く16年度は27.7(17.5%)で、17年度が10.69

長寿福社課の担当者は、
によって事情は異なるが（新たに事業に携わる）ボランティアの養成や人員確保などの体制づくりに、ある程度の準備期間は必要」としている。
同課によると、要介護認定を受けた県内の高齢者は2020年10月末で3万9千817人。このうち要支援1、2は7千837人で、全体の19%を占める。（野田勉）

事業所だけだが、移行後は「自治体」に基準や利用料を自由に定める。「総合事業」と呼ばれ、サービスは介護事業

所だけではなく、NPOやボランティアが低価格で提供するのも可能になる。ただ、NPOなどの扱い手の確保が難しく、初年度の終行に踏み切れないケースが多い。また、他の自治体の動向を様子見している側面もある。